

# 監 査 報 告 書

公益社団法人新潟県畜産協会  
会 長 伊 藤 能 徳 様

令和4年5月13日  
公益社団法人新潟県畜産協会

監 事 野 口 剛 

監 事 永 井 充 

監 事 菊 地 壮 平 

- ・ 監査月日 令和4年5月13日
- ・ 監査場所 新潟市西区山田字堤付 2310 番地 15  
「全農にいがた県本部第2ビル2階 第1会議室」
- ・ 監査の対象及びその範囲  
令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の事業報告書、事業報告の附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表の附属明細書、正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録
- ・ 監 査 者 監事3名
- ・ 監査総評

私たちは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における業務及び会計の監査を行い、次のとおり報告する。

## 1 監査方法の概要

(1) 業務監査について、事業報告書の内容を関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、その真実性を検討した。

また、業務執行の適確性を検討するため、令和3年度中に開催の理事会に出席し、業務執行状況を把握した。

(2) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて財務諸表等の正確性を検討した。

## 2 監査の意見

(1) 事業報告書及び事業報告の附属明細書の内容は、真実であると認める。

(2) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

(3) 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財政状態等の状況を正しく示しているものと認める。